

# 令和3年度国民健康保険料に関する変更点

## 医療分の保険料率変更

令和2年度と令和3年度の医療分の保険料率の比較			
	令和2年度	令和3年度	増減
所得割率	7.56%	7.29%	-0.27%
均等割額	25,400円	25,500円	+100円
平等割額	17,500円	17,100円	-400円

## 介護分の保険料率変更

令和2年度と令和3年度の介護分の保険料率の比較			
	令和2年度	令和3年度	増減
所得割率	2.67%	2.87%	+0.2%
均等割額	10,900円	11,800円	+900円
平等割額	5,500円	5,900円	+400円

## 後期高齢者支援金分の保険料率変更

令和2年度と令和3年度の後期高齢者支援金分の保険料率の比較			
	令和2年度	令和3年度	増減
所得割率	2.75%	2.89%	+0.14%
均等割額	9,100円	9,700円	+600円
平等割額	6,300円	6,500円	+200円

## 法定軽減制度の拡充

賦課期日（4月1日もしくは資格取得日）時点での、世帯の所得が一定以下の場合に保険料の均等割、平等割の軽減を行います。

税制改正に伴い、基礎控除が10万円引き上げられたため、基礎控除額を基準としている減額基準も合わせて引きあがります。また、給与所得控除額や公的年金等控除額の引き下げによって所得が増加する方が世帯に2人以上いる場合は、基礎控除額の引き上げによる基準の引き上げ分（10万円）を超えてしまうことにより、保険料の減額対象から外れてしまう場合があります。

そのため、減額基準額を10万円引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合には、その合計数から1を引いた数×10万円を加えることにより、税制改正の影響を抑えるよう改正を行いました。（令和3年度以降の保険料について適用）

### 【令和2年度基準額】

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(28万5千円×被保険者数)
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数)

### 【令和3年度基準額】

7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数※-1)
5割軽減	43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数※-1)
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数※-1)

※給与所得者＝一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))を受けるもの